

第12回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月23日(月) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 13人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則

4番 曰南田貴美 5番 宮丸 和也 6番 安井 弘之

7番 鈴木 義昭 9番 島津 健治 10番 上野 悟

11番 桜井 陽子 12番 得納 逸二 13番 立石 浩一

14番 兼国 幸秀

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 8番 石井 裕士

5. 議事録署名委員の指名 11番 桜井 陽子 12番 得納 逸二

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について(8件15筆)

議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件1筆)

議案第51号 農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について
(1件2筆)

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について(1件1筆)

議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画について(利用権設定)

議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事
業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用
集積計画について(一括方式)

第2 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3の規定による届出書について

(3) 非農地証明申請について(4件4筆)

(4) 農業相談について

第3 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 係長 城西隆志・主査 鶴田知子

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長1番 内海 武博) (開会13時30分)

事務局 はい、定刻となりましたので、総会を開会いたします。注意事項といたしま
して、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、
総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会
長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)
議長 それでは第12回総会を開会いたします。現在の在任委員は14人、本日の出席委員は13人です。欠席の報告が、8番石井委員さんより、また、途中退席の報告が10番上野委員さんよりありました。世羅町農業委員会規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、11番 桜井 陽子委員さん 12番 得納 逸二委員さんにお願いをいたします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」 23件

(付議事項)

議長 次に、付議事項に入りますが、推進委員は1名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。質問やご意見がある委員は、マイクのスイッチを入れて、委員番号・名前を述べていただき、議長より指名を受けておこなってください。また、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただく事としますので、よろしくお願いします。

(議案第49号)

議長 それでは、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」8件15筆を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集1ページをご覧ください。議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	地積
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)高齢で耕作困難となり、農業後継者もないため (受)利用権設定して耕作中だが、所有権を得て経営規模を拡大するため (譲受人が耕作者のため利用権合意解約不要)	原田 黒木清 楳奥	1,936 m ²
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)遠方に居住しており、耕作が困難であるため (受)利用権設定して耕作中だが、所有権を得て経営規模を拡大するため (譲受人が耕作者のため利用権合意解約不要)	原田 黒木清 楳奥	3,135 m ²

■■■■■	■■■■■	(渡) 高齢で耕作困難となり、農業後継者もいないため (受) 既存経営地の隣接地であり耕作に便利なため	原田 黒木清 横奥	1,025 m ²
■■■■■	■■■■■	(渡) 遠方に居住しており、耕作が困難であるため (受) 既存経営地の隣接地であり耕作に便利なため	行旨 勝見 黒木啓	1,533 m ²
■■■■■	■■■■■	(渡) 高齢で耕作困難となり、農業後継者もいないため (受) 経営規模を拡大するため	小池栄 松田	5,207 m ²
■■■■■	■■■■■	(渡) 高齢で耕作困難であるため (受) 既存経営地の隣接地であり耕作に便利なため	真野 鍛治谷 梅田	4,129 m ²
■■■■■	■■■■■	(渡) 遠方に居住しており、農業後継者もいないため (受) 利用権設定して耕作中だが、所有権を得て安定した経営をするため (譲受人が耕作者のため利用権合意解約不要)	下原 山口 後藤	2,296 m ²
■■■■■	■■■■■	(渡) 遠方に居住しており、管理が困難なため (受) 利用権設定して耕作中だが、所有権を得て安定した経営をするため (譲受人：農地所有適格法人) (譲受人が耕作者のため利用権合意解約不要)	宮迫 村田	11,530 m ²

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目から 3 件目について調査委員が同じため、併せて朗読説明。)

議長 はい。1 件目から 3 件目について原田委員より報告をお願いします。

原田委員 はい。それでは私の方から報告をいたします。第 49 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の案件に係る案件につきまして、現地調査をいたしましたのでご報告いたします。1 番、当事者の氏名は譲受人、■■■■■、■■■■■さん。譲渡人、■■■■■、■■■■■さん。対象農地は、総会資料の通り、現状は農地となって管理されております。この件について現地調査を行いましたが、両者は近所同士でございまして、これまで譲受人と譲渡人は、当該農地に利用権を設定し、譲受人が利用していた経緯がありまして、また、一人暮らしの譲渡人は高齢者で将来の事も色々考えられまして、両者の思惑が一致していることから、この申請には何の問題もないものと 3 人の意見が一致しましたので、ご報告いたします。2 番目につきまして現地調査を行いまし

たので報告いたします。当事者の氏名は、■さん、■さん。
譲渡人は、■さん。につきましては、対象農地は資料の通り、現状は農地として管理しております。この件について現地調査を行いました。譲渡人の■が昨年、病気で急死されまして、法定相続人の■にあたる、譲渡人の実家の目の前の農地でございまして、これまで当該農地に設定しております、利用権の相手方である、近所の譲受人への譲渡でございまして、両者の思惑は一致していることから、本申請につきましても、何ら問題は無いものと推進委員3名の意見が一致しております。3番目につきましては、当事者の氏名は、譲受人、■さん、■さん。譲渡人、■さん、■さん、対象農地は以前は田となっておりましたが、現在は畑化しております、また、当該農地は譲受人の家の目と鼻の先にございまして、譲渡人宅からは、数十メートルの距離があるため、農地の活用もあまりなく、更に譲渡人の後継者がいない事もございまして、農地の有効活用を考えると、この譲渡には何ら問題は無いものと、推進委員一同の意見が一致しましたので報告いたします。以上でございます。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により4件目について朗読説明。)

議長 はい、4件目について行旨委員さんより報告をお願いします。

行旨委員 推進委員行旨が、■さんの件で報告いたします。3条申請です。場所は、地図で17ページの右側で、世羅の方から■に向かって■の交差点を入って、2,30m行って右側に小道に入った場所です。12月15日午後3時より、黒木委員・勝見委員の3名で現地確認を行いました。現況は、■さんが耕作されています。田圃の方は現在、■さんが米を耕作されています。畑の方は草刈管理をされています。3名の意見で問題はないと。その他、特に気づきとなる点はありませんでした。審議の程お願いします。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により5件目について朗読説明。)

議長 はい、5件目について松田委員さんより報告をお願いします。

松田委員 はい、12月19日9時50分頃、現地調査委員堀田委員・小池栄治委員・松田の3名で現地を確認しました。申請地、2件とも水稻が作付けされておりました。その他、気になる点はございません。以上、確認した事を報告します。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありますか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 6 件目について朗読説明。)

議長 はい、6 件目について真野委員さんより報告をお願いします。

真野委員 はい、それでは地図で言いますと、[] になるんですが、まず最初に [] 、田になっています。これについては地図で 29 ページの一番下ですよね、田になっているんですが、そこの地番が草刈りがされてなく、15 日の 10 時から 11 時の間に梅田委員と鍛治谷委員と現地を確認しました。草刈りをされて管理が出来る様な状況でしたので報告します。それと、先ほど言ったのが [] ですね。[] の田圃なんんですけど、これはもうすでに、圃場整備、地元の [] の方で、管理されている状況です。元々の地主の方に返ってきたという形になってますので、現地の方も確認しましたが、異常ありませんでした。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございます。

した。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 7 件目について朗読説明。)

議長 はい。7 件目について下原委員さんより報告をお願いします。

下原委員 はい。下原です。12 月 15 日日曜日 9 時に現地調査を、山口委員・後藤委員・私、下原委員の 3 名で行いました。確認を行いました。申請地につきましては、水稻が作付けされており、この時期ですから刈取りは、終わっておりました。圃場周辺の草刈管理は、十分になされていました。その他、特

に気になる事はありません。余談なんですけども、この []さんは、[]で、よく営農について話をするんですけども、本人は []で、[]をやっておられて、1週間に1度位は帰って、畑を管理しておられるんですが、[]さんがおられるんですが、[]さんに渡そうかというような話も聞いております。田圃については、人が違う、[]以外に3人ぐらいに、作ってもらっておられますので、追々にそういう譲渡が、生じるんじゃないかと思っております。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員退室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により8件目について朗読説明。) 現地調査の方は宮迫委員さん他1名の方に依頼して実施の方していただいているんですが、本日、現地調査の説明で、用事等がありまして、出来ないということがございましたので、急遽ではありますが、作田委員さんの方に、ご依頼の方させていただいて現地調査の報告をしていただきたいと思います。

議長 はい、8件目について作田委員さんより報告をお願いします。

作田委員 はい、代理で報告させていただきます。二人の方からの報告によりますと12月16日に現地調査をされまして、何ら問題はありませんという報告を受けましたが、私も、聞いただけではいけないと思って、昨日、現地確認に行ってまいりました。35ページをお願いします。左側に申請地、赤丸があるんですが、赤線が []、それで国道の三角のところが信号です。それを []の方へ行って、初めての左へ回る筋の入ったところが右側の赤く囲んだ所に到着します。これが、最初の []です。これは、[]さんが管理されているんで、荒起しをされて、きちんと管理をされていました。次の2件目ですが、先ほどのどこから更に []の方に行かれまして、そこへ []さんという家があるんですが、その手前を左に入つて行ったところが、その右側の2筆です。山際の道路に沿つて田圃が出来ているんで、そういう格好になっております。これも []さんが耕作されていますので、別に何ら問題はございません。それから3件目の []、2,739m²なんですが、2番目と3番目がこの2つなんです。それから3番目が先ほどの信号から行かれますと、[]というところがあるんですが、その先を左に入ったところが、最後の []の畑なんですね。それで、写真が44ページなんですね。丁度これ、[]さんの家なんです。家の裏なんですね。畑なんで防草シートで覆われておりますが、黒いところがそうなんです。管理できないから防草シートで草対策をしておられました。この []さんと言

うのは、昔、[REDACTED]さんと言って、昔からしっかり仕事をされていたんですが、何の理由か良く分らないんですが、今、[REDACTED]の方へ住まわれているということで、財産処分という形をとられたんだろうと思うんで、[REDACTED]さんが買われたということです。私が見ましたら、すでに[REDACTED]さんが管理されているんで、何ら問題は無いと思いますが、ちょっと気になったのが、後は草刈ですよね。この[REDACTED]さんは個々で草刈をして下さい。という契約でやっておられたんですが、こういう譲渡になると、[REDACTED]さんの中で草刈りをしないといけないので、今まで「草刈が」と言う話は聞いていたんで、更にまたそういう作業が増えるんで、ちょっとその辺が気にはなったんですが、他には問題ありません。以上です。よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないのでご報告、ありがとうございました。

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 50 号)

議長 続きまして、議案第 50 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」1 件 1 筆を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 46 ページをご覧ください。議案第 50 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 50 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」) の内容

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
[REDACTED]	田 1 筆 395 m ²	農業用倉庫 車庫 【追認】 (始末書提出)	松田 堀田 小池栄	現況：宅地 第 2 種農地 農用地区域外

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。) こちらにつきましては、既に転用が申請前に行われておりましたので追加の認定となりますし始末書の方提出いただいております。

議長 はい。1 件目について松田委員さんより報告をお願いします。

松田委員 はい。12 月 19 日 10 時 10 分頃、現地調査委員堀田委員・小池栄治委員・松田の 3 名で現地の確認をしました。申請地の被害防除措置計画書についてですが、土地の造成等の計画、土地の造成を、盛り土約 0.1m いたします。土砂の流出、崩壊等に対する防除措置、特に被害を生じるおそれはないので現状の土地のまま使用する。周辺農地の日照・通風等に支障を及ぼさないための措

置、特に影響はないので防除措置はしない。用水計画、用水は必要としない。
排水計画、自然流下。汚水・生活雑排水処理、汚水等は発生しない。その他と
いたしまして、法面を含め年2回から3回の草刈りを実施することです。
以上確認した事を報告します。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報
告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛
成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。あり
がとうございました。

(議案第51号・第52号)

議長 続きまして、議案第51号「農地法第5条の規定による事業計画変更承認
申請について」1件2筆及び議案第52号「農地法第5条の規定による許可
申請について」1件1筆は、関連がありますので、一括で議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集56ページをご覧ください。議案第51号「農地法第5条の
規定による事業計画変更承認申請について」です。(以下議案集により朗読説
明)

(議案第51号「農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的	議案の内容	変更の理由
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED] 雑種地 1筆 581 m ²	太陽光	平成30年11月26日開催 平成30年第11回総会 議案第62号 審議結果 許可	許可を受けた土地 ([REDACTED])だけでは、事業実施が困難となつたため。(既に、[REDACTED]の農地を転用しているため、始末書と合わせて、5条許可申請書を提出している。)
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED] 田 1筆 13 m ²	パネル設置		

事務局 続きまして、議案集63ページをご覧ください。議案第52号「農地法第
5条の規定による許可申請について」でございます。先程、追加で事業変更
のありました筆につきまして、追加となっております。(以下議案集により朗
読説明)

(議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」) の内容

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 筆 13 m ²	太陽光発電設備 (平成 30 年 11 月 27 日付け 指令世農第 206 号で許可された 転用土地の追加) 【追認】 (始末書添付)	藤高 勝見 黒木啓	第 2 種農地 農用地区域外

こちらの方の、事業計画変更承認申請と 5 条許可の許可申請ですが、併せて総会の方へ提出して承認を受けるというところが、ガイドライン等に記載がございますので、併せて関連事業という事もございましたので、一括して議題とさせていただいております。以上です。

議長 はい。農地法第 5 条の規定による許可申請の 1 件目について、藤高委員さんより報告をお願いします。

藤高委員 はい。すみません。では、報告させていただきます。太陽光発電設備ということであります。12 月 12 日午後 4 時から、現地調査委員、黒木委員・勝見委員・藤高の方で現地の確認を行いました。申請地は現状のまま、田圃なんですが、現状のまま利用され、造成・整地はされないということでございます。土砂の流出等何ですけども、特に被害を生じるおそれはないので現状の土地のまま利用されるということでございます。周辺農地への日照・通風については、特に影響がないので措置はされないということです。用水については、用水は必要なしということです。雨水については田園の形状ですのでそのまま水路への自然流下ということです。汚水は発生しません。周辺農地へのこととその他ということで、フェンスで既に囲ってあります。法面を含め年 2 回から 3 回草刈りを実施されるということです。防草シートを設置されております。なお、13 m² ということで、法面部分で、この筆は、2 筆ある様なんすけども、一体的に利用されてという様な形状の部分がありました。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、6 番委員さん。

6 番安井です。よく分からんんですけど、これは、雑種地へ太陽光パネルをやろうとして、やる過程で農地に係るということですか。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、当初、予定をしていた地区内で太陽光の転用計画をされておりましたが、実際には、農地として余る、今回、5 条でださせていただいたところも含めて転用をされておられましたので、今回、事業計画変更と共にですね、新たに追加の農地の転用ということ。申請されてない所に追加でされていたということになります。

議長 分かりますか？写真のページ数で、この中のここという説明を事務局。

事務局 議案集でいくと、58 ページをご覧いただきまして、当初、まさに、赤い枠

で書かせていただいております。当初許可を出させていただいていたのが、
[] の 1 筆だったわけです。それが実際工事等される段階で、その
[] の部分も必要になったという事がございましたので、この度、許可
が出ていた部分に対して事業計画変更をなされ、更に 5 条の規定による転用
の許可申請を提出していただいたということでございます。こちらにつきまし
ては、勿論、工事等は終わっておりますので、始末書等も含めて提出の方
していただいているということでございます。

議長 分かりましたか。

6 番 雜種地、[] いうのは、前もって地目が変わつるわけですか。台帳
が農地でないですよね。

事務局 [] につきましては、転用の許可を出しているところだったので、地
目も変わっているということです。[] の隣接する所については、許可
が出てないので地目変更登記が出来ないんです。今回、改めて、一体的な太陽
光発電設備なので、転用の許可申請を出していただいて、それが許可妥当とな
りましたら、譲渡人等に送りまして、地目変更登記の手続きをされる予定にな
っております。

6 番 分かりました。

議長 意味分かりましたか。

6 番 はい。ありがとうございました。

議長 他にはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。それぞれ申請通り許可するものとして取り扱う
ことに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。あり
がとうございました。

(議案第 53 号)

議長 続きまして、議案第 53 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の
規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。
この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められて
おります。それでは、世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 失礼いたします。産業振興課の年宗です。よろしくお願ひいたします。それ
では、別冊議案第 53 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について」
説明に入ります前に、事前にお配りいたしました資料に一部、修正がございま
したので、本日議案資料の差し替えをお配りさせていただいております。誠に
申し訳ございませんが、差し替えの方、よろしくお願ひいたします。それでは
説明いたします。2 ページをお開きください。(以下、1 期間・2 新規再設定・
3 貸借手数・4 地目別について農用地利用集積計画(利用権設定)の集計を概
略説明)。

甲山地区 124 筆 237,838 m² 世羅地区 114 筆 161,088 m²
世羅西地区 81 筆 128,842,85 m² 合 計 319 筆 527,768.85 m²

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。
議長 ありませんか。
議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますがよろしいでしょうか。
議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして
取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 54 号)

議長 続きまして、議案第 54 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定による農用地利用集積計画について(一括方式)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 それでは。別冊議案第 54 号「農用地利用集積計画(一括方式)」の作成について農地中間管理機構を通した契約の集積になります。説明に入ります前に当初お配りしております資料の、世羅地区 30 の案件でございますが、貸し付け面積の修正がございましたので、この度、取り下げさせていただきたいと思います。修正の後に再度、諮問させていただきたいと思いますので、ご了承のほど、よろしくお願ひいたします。資料の方は本日お配りさせていただいておりますので、そちらの方で説明させていただきたいと思います。それでは、2 ページをお開きください。(以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について農用地利用集積計画(一括方式)の集計を概略説明)。

甲山地区 8 筆 16,314 m² 世羅地区 85 筆 147,728 m²
世羅西地区 31 筆 57,899 m² 合 計 124 筆 221,941 m²

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。
議長 ありませんか。

議長 はい、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして
取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで報告事項に移らせて
いただきます。併せて議長も交代いたします。折元副会長よろしくお願ひし
ます。

(議長交代 3 番 折元 文則)

(14 時 23 分)

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事
項(2)「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」事務局より報告を
求めます。

事務局 報告事項（2）「農地法第3条の3の規定による届出書について」 9件
議長 事務局からの説明が終わりました。
議長 それでは、報告事項（3）「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（3）「非農地証明申請について」 4件4筆
議長 事務局からの説明が終わりました。
議長 それでは、報告事項（4）「農業相談について」事務局より報告を求めます。
事務局 報告事項（4）「農業相談について」 1件
議長 はい、事務局からの説明が終わりました。
(連絡事項)

議長 はい。それでは、連絡事項（1）「今後の日程」について事務局から連絡をお願いします。

事務局 連絡事項（1）「今後の日程」連絡
議長 はい。それでは事務局から何かありますか。

(上野委員14時52分退席)

事務局 • 令和6年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会の質問に対する回答について
• 施設園芸用地等の取扱いについて
• 農作業標準料金について
議長 はい。他に何かございますでしょうか。
議長 はい。ありがとうございました。これを持ちまして第12回世羅町農業委員会総会を終了いたします。

(閉会15時00分)